

木造住宅の除却事業 実施フロー

申請者	<p>業者・町担当との打合せ等 (補助対象となるかの確認、金額や工事期間の精査など)</p> <p>【補助対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅である。 ・現に居住している住宅である。 ・台所、風呂、トイレがある。 ・現在の1階部分の耐震評点が1.0未満又は国土交通省住宅局監修「誰でもできるわが家の耐震診断」の結果評点が9点以下である。
-----	--



申請者	<p>「補助金交付申請書(様式第1号)」提出</p> <p>【添付資料】※は必要がある場合のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ①事業計画書(様式第2号) ②見積書 ③建築年月日の証明 ④所有者の証明 ⑤付近見取図 ⑥除却前の写真 ⑦耐震診断結果報告書or「誰でもできるわが家の耐震診断の結果書」 ⑧※耐震診断者(静岡県耐震診断補強相談士)の資格証
-----	---

↓ 町は、申請書を審査する。

町	「補助金の交付について(決定)」発行
---	--------------------

↓ 申請者は、補強工事に着手し、工事完了後に工事費を支払う。

申請者	<p>「実績報告書(様式第6号)」提出</p> <p>【添付資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①工事の領収書 ②除却届or建築工事届 ③除却中、除却後の写真
-----	---

↓ 町は、報告書を確認する。

町	「補助金の交付について(確定)」発行
---	--------------------



申請者	「請求書(様式第9号)」提出
-----	----------------



町	補助金交付
---	-------

	: 申請者の対応事項
	: 町の対応事項

※補助金の交付決定以降、施工内容の変更や補助申請額の変更が生じた場合は、変更承認申請書の提出が必要です。